

東広島市社会福祉協議会 こども食堂・地域食堂支援事業助成金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東広島市内でこども食堂・地域食堂を運営するグループ・団体等（以下、「団体」という。）に対し、東広島市社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が活動に対する支援及び地域との連携構築とともに、運営の経費等の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、こども食堂・地域食堂とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 生活のしづらさを抱えた親子を含め、地域の子育て世代の親やこどもを食、居場所を通じて支援することを目的に、無料もしくは低料金による食事の提供等を行うものをいう。
- (2) 地域食堂 地域住民同士の交流やつながりづくりがあり、誰もが気軽に利用できる居場所づくりを目的に無料もしくは低料金による食事の提供等を行うものをいう。

(助成対象団体)

第3条 助成対象は、市内でこども食堂・地域食堂を開設する団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 東広島市内を活動拠点とし、地域住民で組織し活動する団体であること。または、東広島市内で活動する団体であること。
- (2) 上記団体の代表者が明らかになっており、東広島市内に住所を有するものであること。
- (3) 特定の政党もしくは政治団体に係る活動または特定の宗教のために活動をする団体でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）でない団体、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、年度中（4月から翌年3月末日）にこども食堂・地域食堂を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 東広島市内でこども食堂・地域食堂を開設し、地域の住民等と協働し事業を運営する。
- (2) 感染症のまん延、その他やむを得ない事由により開催できない場合を除いて、原則3か月に1回（年4回）以上開催すること。

- (3) 地域住民が1回あたり、概ね10名以上参加できる規模で開催すること。
- (4) 地域住民同士や子育て世代の交流など居場所づくり活動を行うこと。
- (5) 地域住民が幅広く参加できるように広報周知を行い、実施主体である団体等の関係者しか参加出来ない運営を行わないこと。
- (6) 利用者等の様子を見守り、必要に応じて協議会のコミュニティーソーシャルワーカーと連携を図ること。
- (7) 営利を目的としないこと。

(助成金の交付)

第5条 こども食堂・地域食堂に対して下記表のとおり当該年度の予算の範囲内で助成する。ただし年度中途の新規開設準備支援の申請は、協議会に相談し12月末日までに提出しなければならないものとする。

開催回数等	助成金額
年度内において12回以上開催	60,000円
年度内において4回～11回	30,000円
新規開設準備支援	30,000円

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、こども食堂・地域食堂の運営に関する経費とし、別表に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施概要書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(案)(様式第3号)
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会会長が必要と認める書類。

(助成金の交付決定)

第8条 協議会会長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときにあつては決定通知書(様式第4号)により、当該申請した団体に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 助成団体は、第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた事業(以下「助成事業」と

いう。)の内容を変更しようとするときにあっては助成金変更承認申請書(様式第5号)を、助成事業を中止、又は廃止しようとする場合にあっては中止・廃止承認申請書(様式第6号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の交付等)

第10条 助成金は、団体が指定した口座に振り込むものとする。

2 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(様式第7号)を協議会会長に提出しなければならない。

(実績報告の提出)

第11条 助成団体は、当該年度における助成対象事業が完了したときは協議会会長が別に指定する期日までに、実績報告書(様式第8号)、助成金事業報告書(様式第9号)、収支決算書(様式第10号)その他、協議会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する